

アルバイトの基準について

本学学生に紹介するアルバイトに関しては、下記のとおり制限基準を設けています。

アルバイトの求人申込みがあったものは掲示板に掲示しますが、制限基準に該当する場合は紹介いたしません。ご了承ください。

職種による制限	① 危険を伴うもの
	・車両の運転を伴うもの、自転車で30kg以上の重量物を配達するもの ・警備 ・大型機械の操作が必要なもの(例:裁断機、草刈機) ・交通量の多い箇所での路上作業 ・重労働を伴うもの(例:穴掘りや重量物の運搬) ・危険な場所(例:建築現場、高所)での作業
	② 人体に有害なもの
	・高温・低温下や騒音等、劣悪な環境下での作業 ・有害薬品を使った作業(例:メッキ作業、シロアリ駆除) ・薬品等の臨床人体実験
	③ 教育的見地から好ましくないもの、公序良俗に反するもの
・無許可の街頭でのビラ配りやポスター貼り ・外交販売 ・勧誘 ・集金 ・席順取り ・ギャンブル場、風俗営業店、露店での作業 ・宗教活動 ・選挙応援に関すること	
④ 人命に関わることが予想されるもの	
・ベビーシッター ・水泳の監視員 等	
⑤ その他 学生が携わる職種としてふさわしくないもの	
勤務条件による制限	① 学生にふさわしくないもの
	(例:午後10時以降の勤務、住み込みの勤務)
	② 法令に違反するもの
	(例:労働争議に介入する恐れのある事務所、営利職業斡旋業者への紹介)
	③ 就労中の事故に対し、対象学生に負担を負わせるもの、学生に不利益な契約を 求めるもの
	④ 雇用条件が不安定なもの
	(例:最低賃金保証のない出来高払い、賃金に幅があるもの、短期間の雇用で賃金の 支払いが遅れるもの、勤務時間が不明確なもの)
⑤ 人員が揃わなければ不採用となるもの	
(例:複数人採用募集で1人でも欠けた場合、他の応募者も全て不採用となるもの。)	
⑥ 正当な理由なく不採用となることがしばしば繰り返されるもの	
⑦ その他 学生に対する勤務条件として適さないもの	